

件名	教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令について
提出理由	教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令について、埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告します。
概要	<p>1 専決処理を行った理由 新型コロナウイルス感染症対策の業務に教育局等の職員に従事させるため、緊急に処理する必要がある、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがなかったため。</p> <p>2 専決処理の状況 (1) 専決処理した訓令 教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 (2) 専決処理日 令和2年4月22日</p> <p>3 改正の内容 (1) 概要 新型コロナウイルス感染症対策の業務に従事する職員の勤務時間等を教育長が別に定めるものとする。 (2) 施行期日 公布の日（令和2年4月22日）</p>

(総務課)

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育局等の職員の勤務時間に関する規程（昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「業務」の下に「並びに新型コロナウイルス感染症対策（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症に関する対策をいう。）に関する業務」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

改正案	現行
<p>教育局等の職員の勤務時間に関する規程</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)及び平成三十年七月豪雨の被災者に対する支援等の業務並びに新型コロナウイルス感染症対策(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第二項に規定する新型コロナウイルス感染症に関する対策をいう。)に関する業務に従事する職員の勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間については、第一条から第二条までの規定にかかわらず、教育長が別に定める。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>教育局等の職員の勤務時間に関する規程</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)及び平成三十年七月豪雨の被災者に対する支援等の業務に従事する職員の勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間については、第一条から第二条までの規定にかかわらず、教育長が別に定める。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

新型コロナウイルス感染症の対策に関する業務に従事する職員の勤務時間に関する要綱

令和2年4月22日
教総第109号

第1 趣旨

この要綱は、新型コロナウイルス感染症の対策に関する業務（以下「感染症対策業務」という。）に職員が従事する場合において、職員の勤務時間について柔軟な対応を図ることにより、感染症対策業務を円滑に行うことを目的として、職員の勤務時間に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 対象職員

この要綱の対象とする職員（以下「対象職員」という。）は、教育局等の職員の勤務時間に関する規程（昭和40年埼玉県教育委員会訓令第3号）第1条に規定する職員（技能職員を含む。）のうち、所属長の命令により感染症対策業務に従事する職員とする。

第3 勤務時間等

対象職員の勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 勤務時間は、4週間を平均して1週間について38時間45分とする。
- (2) 勤務時間の割振りは、業務の実情に応じ所属長が定める。
- (3) 週休日は、4週間について8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。
- (4) 休憩時間は1時間以上で必要な時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。

第4 教育総務部総務課長への協議

所属長は、職員を感染症対策業務に従事させる場合において、第3の規定により対象職員の勤務時間等を定めるときは、あらかじめ教育総務部総務課長に協議するものとする。

第5 勤務の指定

- 1 所属長は、職員を感染症対策業務に従事させる場合において、特に必要と認められるときは、あらかじめ対象職員の勤務について、業務の実情に応じ、勤務の指定を行うことができる。
- 2 勤務の指定は、総務事務システム（職員の人事、給与、服務、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。以下同じ。）により速やかに行うものとする。

第6 勤務の指定の明示

所属長は、勤務の指定を行ったときは、総務事務システムを利用して職員に明示するとともに、所属職員の勤務の指定の状況を明確にしておくものとする。

第7 その他

この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月 日から施行する。